

# 物価・エネルギー価格等の 高騰対策への財政支援

【内閣府・総務省】

## 提案・要望内容

- 1 地方公共団体において、物価・エネルギー価格等の高騰対策として、生活者や事業者への継続的な支援が実施できるよう、引き続き財政支援していただきたい。

## 現 状

- 本市の消費者物価指数（総合）は、令和4年（2022年）1月以降、右肩上がりで伸びており、特に食料品や光熱・水道といった日常生活や事業者の事業活動に与える影響が大きい項目の伸びが顕著である。消費者物価指数（令和2年基準）は100を超えるのが常態化しており、一向に落ち着く気配がない。

【令和8年3月】

- |            |       |              |
|------------|-------|--------------|
| (1)食料品     | 129.9 | （前年同月比+3.4%） |
| (2)家具・家事用品 | 117.7 | （前年同月比+0.9%） |
| (3)被服及び履物  | 108.2 | （前年同月比-0.3%） |

- 令和8年3月5日に公表された日本銀行熊本支店の「熊本県の金融経済概観」によると、熊本県内の景気の概況は「緩やかに回復している」とされている一方で、民間シンクタンクによる業況判断では、全ての業種の先行きを悪化としている。



- 本市においては、令和4年度6月補正予算から原油価格・物価等の高騰対策事業を計上し、これまでに、LPガス使用世帯への支援や給食費への価格転嫁の防止などによる生活者支援及び公共交通事業者や農業者等への緊急支援、プレミアム付き商品券の発行支援などの事業者支援を行うなど、360億円を予算措置し、うち260億円の交付金を活用している。

### 参考1 臨時交付金（原油価格・物価高騰関連分）の主な充当状況

（単位：百万円）

LPガス価格高騰対策緊急支援事業	4,391
学校給食食材高騰対策緊急支援事業（給食食材の高騰分への支援）	2,168
公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（バス事業者等に対する支援）	2,522
物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業	2,340
社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援）	2,057
農業関連事業者支援事業	251
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	12,962

### 課 題

- 国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を措置し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施されているものの、今後、国際情勢の影響等を受けた更なる物価高騰による市民生活や経済活動への影響が拡大することが懸念される。
- 本市の地域経済の状況は回復してきているものの、経済動向や資源価格の動向等による影響を注視し、引き続き地域の実情に応じた継続的な支援を行っていく必要がある。

# 被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

## 提案・要望内容

### 1 被災者生活再建支援制度について

- ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
- ・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

## 現 状

■平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、令和 7 年 8 月豪雨においても同様に多数の住宅被害が生じた。しかし、現行の被災者生活再建支援制度は、令和 2 年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。

■また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、7 割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

## 課 題

■今後も地震等による同様の被害が想定されるところ、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧には相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となることから、新たな支援制度の創設が必要である。

### 参考1 平成28年熊本地震における罹災証明書の交付状況（住家）

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5,764件	8,972件	38,964件	82,985件	136,685件

### 参考2 令和7年8月豪雨災害における罹災証明書の交付状況（住家）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	計
0件	4件	27件	729件	247件	1,168件	2,175件

### 参考3 現行の被災者生活再建支援制度の支給対象及び支給額

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

# 災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

## 提案・要望内容

- 1 災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。
- 2 償還に係る事務費については、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うこととなっているが、実態としては不足が生じていることに加え、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっているため、被災自治体の財政を圧迫しないよう、償還期間の延長を認めていただきたい。

## 現 状

- 熊本地震においては、559件、総額約9.4億円の災害援護資金の貸付を行った。
- 熊本地震後、現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、いまだ多くの方が、滞納がある状況である。
- 東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。

- 利子については、平成 31 年 4 月に通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

### 参考 1 現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10 年 (うち据置期間 3 年)	13 年 (うち据置期間 6 年)
貸付金の国への償還期間	11 年	14 年
免除規定	借受人の死亡・重度障害 ・自己破産となった場合 で、連帯保証人に支払い 能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償 還期間満了後に、無資力 かつ償還できる見込みが ない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

### 課 題

- 借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10 年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。
- 生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- 貸付原資の 3 分の 2 は国庫貸付金であり、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっており、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- 償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

## 参考2 熊本地震における本市の貸付・償還状況

(令和8年2月末時点)

貸付数	貸付金額	未償還額 (元金)	滞納率 (貸付数ベース)	利子総額
559 件	942,564 千円	175,320 千円	33.6%	66,388 千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約 57,305 千円となり、それを本市が一般財源から追加で支出することとなる。

## 参考3 償還に係る事務費の見込額等

●令和8年度までの事務費の見込額 … 約 134,658 千円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
74,300 千円	40,081 千円	976 千円	19,301 千円
※延べ 11 名	※延べ 12 名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約 58,315 千円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

# データ連携基盤の活用及び継続的運用 に対する財政支援の強化

【デジタル庁・内閣府】

## 提案・要望内容

- 1 自治体が運用するデータ連携基盤の活用及び継続的運営に対する財政支援をより一層推進いただきたい。

## 現 状

- 本市では、令和6年度から、熊本県が構築主体となる「くまもとデータ連携基盤（非パーソナル）」に県及び参画市町村と共同運用の枠組みで参画し、データ利活用を進めている。
- データ連携基盤に関する技術整理や知見提供は進展した一方、既存サービスの接続やデータ整形、運用に要する経費については、なお十分な財政措置が講じられておらず、これらの取組が円滑に進んでいない。

## 課 題

- 各自治体が保有する既存サービスを基盤に接続し、実際の行政サービスや官民サービスとして安定的に利活用していく段階においては、接続・改修作業やデータ整形、運用を担う専門人材の確保等に継続的な費用負担が生じていることから、基盤を保有・共同利用していても利活用の拡大が進みにくく、投資効果を十分に発揮できない。

# 連携中枢都市圏の取組に係る 特別交付税措置の拡充

【総務省】

## 提案・要望内容

- 1 連携中枢都市圏構想を一層推進するため、圏域において各市町村が果たすべき役割等を踏まえ、連携中枢都市の取組に係る特別交付税措置を拡充していただきたい。
- 2 あわせて、現在、各市町村に設けられている特別交付税措置の上限額を見直していただきたい。

## 現 状

- 本市は、平成 28 年 3 月に本市と 16 の近隣市町村との間で連携協約を締結し、「熊本連携中枢都市圏」を形成。その後、7 市町が加わるなど圏域が拡大している（令和 8 年 4 月現在の構成市町村は 24）。
- 現在、本圏域では、連携中枢都市圏ビジョンに基づき、72 事業を実施するなど、様々な分野での取組を進めているが、実施する事業等に要する経費に対しては、普通交付税措置及び特別交付税措置が講じられている。
- そのうち、連携中枢都市及び連携市町村による「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に向けた取組に対して講じられる特別交付税措置の措置額には市町村ごとに上限額が設けられており、本市の場合、令和 7 年度は約 1.8 億円が上限とされ、そのうち約 99%にあたる約 1.78 億円を経費として計上している。

## 課 題

- 人口構造の変化により、今後はインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される中、市町村間の水平連携は一層重要になる。
- 本市は、市の事業の企画立案段階から連携事業化を想定した検討を行うなど、熊本連携中枢都市圏における「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に向けた取組を積極的に進めている。今後も圏域住民のニーズ等に応じた既存事業の拡充や地域が直面する課題解決のための新規事業の創出に取り組む予定である。そのため、特別交付税の算定額の増加、措置上限額の超過が見込まれ、持続可能な形での行政サービスの提供という観点から支障が生じている状況である。
- また、本圏域においては、構成市町村数が当初の 17 から 24 に増加していることにより、連携中枢都市である本市の事業に要する経費の更なる増加が見込まれる。
- さらに、連携市町村も厳しい財政状況にある中、連携事業の多くは連携中枢都市である本市が中心となって実施しており、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に必要な事業に要する経費（合計値）約 2.5 億円のうち約 7 割（約 1.78 億円）を連携中枢都市である本市が負担している状況にある。
- このような支障が生じている中、圏域全体の特別交付税の措置上限額（合計値）は約 5.9 億円であるのに対し、連携中枢都市（本市）の措置上限額は、約 1.78 億円と全体の約 3 割となっている。

## 参考1 連携中枢都市圏に属している市町村の特別交付税措置について

### (1) 連携中枢都市

- ・「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。  
 ※「経済活用のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組については、普通交付税措置あり
- ・1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定

### (2) 連携市町村

- ・「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政措置。
- ・1市町村当たり年間1,800万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定

<熊本連携中枢都市圏における措置上限額（令和7年度）>

連携中枢都市（熊本市）	179,707千円
連携市町村（1市町村当たり）	18,000千円

※連携中枢都市圏と定住自立圏の両方に属している市町村は、別途重複調整あり

## 参考2 特別交付税措置の上限額及び本市申請額の推移



## 参考3 新規連携事業に要した経費の例（事業開始年度）

事業開始年度	事業名 ※当初事業名	特別交付税措置対象経費 (熊本市計上分)
令和6年度	結婚支援センターによるマッチング支援	21,595千円 (14,877千円)
令和5年度	くまもと都市圏しごと学びWEBライブ	11,996千円 (11,996千円)
令和4年度	オンライン合同就職説明会の共同実施	19,020千円 (19,020千円)

# 学校敷地の跡地利用に向けた 法的手続の簡素化の検討

【文部科学省・法務省】

## 提案・要望内容

- 1 学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。  
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

## 現 状

- 近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。
- 本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。また、本市初の施設一体型義務教育学校設置に伴い、令和 9 年（2027 年）3 月に小学校 4 校が閉校予定である。
- 当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボリックな存在である。

## 課 題

- 地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。

- 登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。
- 現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。
- 全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

## 参考1 現行制度と要望内容

法律名	主な内容	課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (所有者不明土地法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権取得）</li> <li>• 登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける</li> </ul>	現在、建物等が建っていない未利用地に対する措置であり、学校跡地は対象外となる。
表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設ける</li> <li>• 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける</li> </ul>	所有者が判明した場合でも、相当数の相続人に対する手続に多大な時間や費用を要する。



本市が要望する内容
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

# 定期予防接種における財源措置

【厚生労働省】

## 提案・要望内容

- 1 地方自治体の財政力や被接種者の経済力により、接種できない状況が生じないように、予防接種法に基づく全ての定期予防接種に要する経費について、地方交付税措置の拡充や国庫補助制度へ見直した上で補助額の拡充を行うなど、更なる財源措置を行っていただきたい。
- 2 令和7年度から定期接種化された带状疱疹ワクチンについて、罹患率が50歳代から増加する状況を踏まえ、定期接種の検証を行い、国費による十分な支援を前提として、定期接種対象者を再検討いただきたい。

## 現 状

- 近年の定期予防接種の対象疾病の拡充により、令和6年度の新型コロナワクチン、令和7年度の带状疱疹ワクチン等、令和8年度のRSウイルスワクチン等、接種費用が高額な水準の予防接種が定期接種化されており、今後おたふくかぜワクチンなど複数のワクチンの定期接種化が検討されている。
- 带状疱疹は、80歳までに3人に1人が罹患すると推定されており、加齢が重要なリスク因子とされ、50歳以上で発症頻度が高まる特性がある。

## 課 題

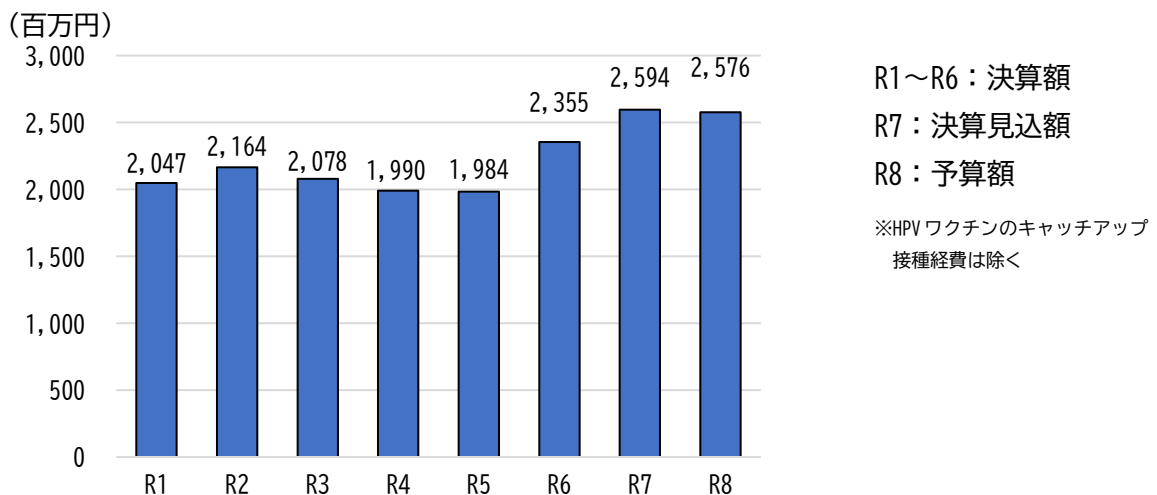
- 近年、定期接種化された新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチンについては、個人の発病・重症化予防に比重を置いた予防接種法上のB類疾病に位置付けられていることから、総接種費用の3割程度の地方交付税措置に留まっており、人口規模から指定都市における負担が非常に大きくなっている。

■帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、帯状疱疹の罹患患者数が70歳代にピークを迎えることなどから、65歳とされているものの、帯状疱疹の罹患率は50歳代から上昇することから、定期接種の対象となる前に、罹患する市民が生じることやそれに伴う社会的観点での生産性損失等も懸念される。

### 参考1 近年定期接種化された新たなワクチン

時期	ワクチンの種類
平成25年4月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成26年10月	水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン
平成28年10月	B型肝炎ワクチン
令和元年6月	風しん第5期定期接種（MRワクチン）
令和2年10月	ロタウイルスワクチン
令和5年4月	9価HPVワクチン
令和6年4月	五種混合ワクチン、15価小児用肺炎ワクチン
令和6年10月	20価小児用肺炎球菌ワクチン、新型コロナウイルスワクチン
令和7年4月	帯状疱疹ワクチン
令和8年4月	RSウイルスワクチン、20価成人用肺炎球菌ワクチン
令和8年10月	高用量インフルエンザワクチン

### 参考2 過去7年間の熊本市定期予防接種事業の事業費の推移



# 障がい者医療費負担軽減に向けた措置

【厚生労働省】

## 提案・要望内容

- 1 地方単独事業による障がい者医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を廃止または縮小していただきたい。

## 現 状

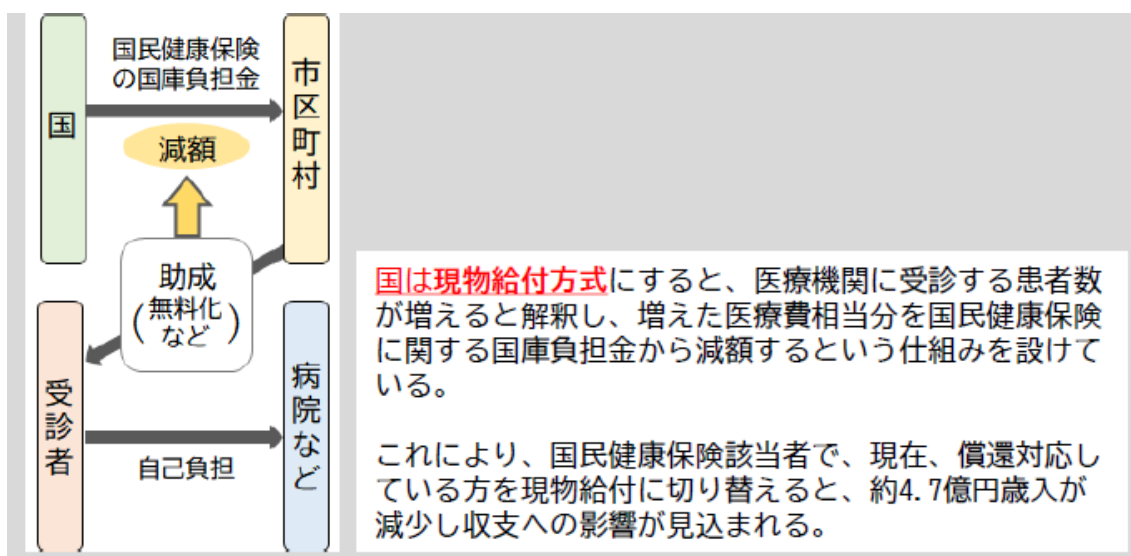
- 熊本市重度心身障害者医療費助成制度においては、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の全部または一部を助成しており、受給者が医療機関等で一時的に医療費の自己負担金を支払い、その後、市の窓口で償還申請を行う償還申請方式と、医療機関等の窓口で直接助成を受けられる現物給付方式の2通りの方式で実施している。
- また、本市においては、令和6年8月から医療費助成制度の利便性向上に向けた事務運用改善を行い、現物給付方式による助成範囲を拡大したところであるが、国民健康保険被保険者の一部については、国民健康保険の減額調整措置による収支の影響が非常に大きく、これまでどおり償還申請方式で助成を行っている。

## 課 題

- 受給者が医療機関等の窓口で直接助成を受けられる現物給付方式の対象者を拡大した場合、その医療費相当分について、国民健康保険の療養費等国庫負担金減額調整が行われている。
- 減額調整額が多大な金額となり、市の収支に大きな影響が見込まれることから、現物給付方式による助成範囲を拡大できない。

- 重度障がい者である受給者に対して、一時的な医療費の支払いや、その後の償還申請の手続など、経済的負担のほか、窓口来庁や助成までに期間を要するなど多大な負担をかけている。

### 参考1 減額調整措置の概要



# 医師確保・育成に関する支援

【厚生労働省】

## 提案・要望内容

- 1 安定的で持続可能な地域医療体制を維持するため、地域医療を担う医師の確保・育成に関して実効性のある包括的な対策を確実に講じていただきたい。

## 現 状

- 熊本市の医療施設従事医師数は 2,946 人で、熊本県全体の医療施設従事医師数の約 6 割を占める。人口 10 万人当たりの医師数は 399.7 人と、全国平均（267.4 人）を上回っているが、令和 4 年調査と比較すると、医師数は 242 人減少している。また、診療科別に医師偏在があり、小児科や産婦人科の医師数は全国平均より高いものの、減少傾向にある。
- 熊本県の 35 歳未満の医師数の割合は全国で最下位となっており、若年層の医師数が非常に少ない状況にあり、また、60 歳以上の医師が全体の約 35%を占めており、高齢化が進行する中で若手医師の減少が顕著となっている。
- 大学病院の医局に入局する医師数の減少に伴い、医局から医師派遣を受ける公的医療機関等においては、診療科によって必要な医師数が確保できていない状況が生じている。
- 熊本市にのみ、高度な医療を担う三次救急医療機関があることや、公的医療機関等の二次救急医療機関も集積していることから、熊本市で医師不足が生じると、県全体の医療提供体制に影響が及ぶことが懸念される。

## 課 題

- 地域の医療ニーズに見合った医療提供体制を構築し、医療資源としての適正な医師配置等の観点から、医師数の確保だけでなく、医師の診療科偏在に対処する取組も必要となる。
- 医師の高齢化に伴う減少等により、今後10年間で約1,300人（熊本市医療施設従事医師の4割）の医師が減少し、急激な医師不足のリスクがある。
- 大学病院の医局への入局者を増やすために、大学病院と連携し、臨床研修時から医局への入局に繋げる取組が必要である。
- 専門医資格取得や最新医療技術習得の機会不足による若手医師の地域離れや、少子化に伴う医学部進学者数の減少により、将来的な医師不足のリスクがある。
- 今後、熊本市の医師数は大幅に減少することが見込まれる。一方で、高齢化の進展に伴う医療需要の増加により、救急患者への対応の増加も想定され、医師減少により、地域医療提供体制の維持・確保がさらに困難となることが懸念される。

# 農業農村整備事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

## 提案・要望内容

- 1 農業農村整備事業について、令和9年度（2027年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

特に下記事業に係る予算額の確保をお願いしたい。

- ・農業用排水機場の更新事業
- ・防災重点農業用ため池の対策工事
- ・農業集落排水施設の更新事業

## 現 状

- 本市のほ場整備率は着実に上昇しているが、令和6年度（2024年度）の末日時点で約3割は未整備の状況。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っている。
- 特に農業農村整備事業等で設置された基幹的農業水利施設において、築造後30年以上が経過し、老朽化が進行していることから更新時期を迎えている。
- また、本市では平成28年熊本地震や令和7年8月豪雨など、大規模災害を経験している。これを踏まえ、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市域に存在する防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進めていく必要がある。

- 本市の農業集落排水施設については供用開始から約 30 年が経過し、施設の老朽化が進行している。特に中継ポンプ設備については耐用年数を超過している箇所もあり、突発的な事故による施設機能の停止などが危惧されるため、早急な更新整備が必要となっている。

## 課 題

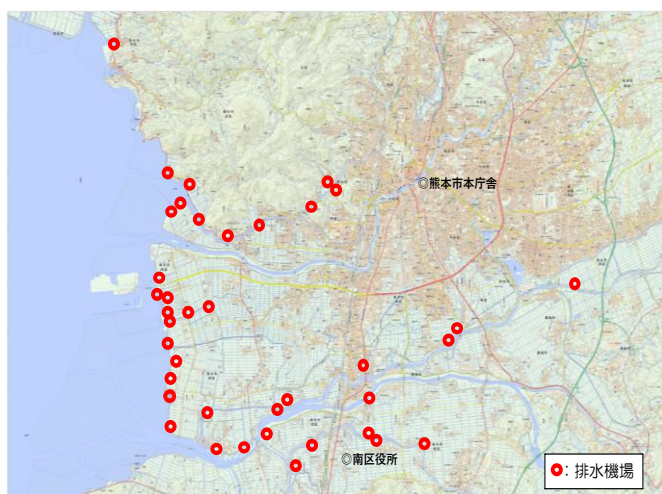
- 生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進める必要がある。
- 農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災・減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要である。
- 農業集落排水施設の中継ポンプ設備の突発的な事故により、施設の機能停止が危惧される。浸水想定区域内にある施設もあり、災害時の対応の強靱化が課題となっている。

## 参考1 基幹的農業水利施設の更新

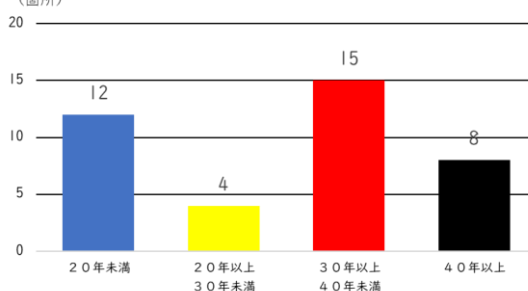
【予算額を確保していただきたい事業名】

- 水利施設等整備事業／農村地域防災減災事業
  - ・ 農業用排水機場の改築更新

農業用排水機場位置図



(箇所) 農業用排水機場の設置経過年数



現在実施している排水機場の更新事業

地区名	総事業費 (百万円)	事業期間	経過年数
第一海路口地区	2,154	H27～R 8	4 7
上杉地区	3,209	R 3～R 9	5 2
美登里地区	1,079	R 5～R 9	5 0
元三地区	2,739	R 6～R14	5 2
近津地区	358	R 4～R 8	5 2

### 【農業用排水機場の現状と課題】

- ・ 海岸や河川に近い低平地部は、潮位の影響や豪雨によって湛水被害を受けやすく、また地下水位も高く、施設園芸や露地野菜の導入に支障を来していたことから、昭和40年代より農業用排水機場の設置を行っている。特に市内西南部の農地は干拓地であり、有明海の干満による潮位の影響を受け自然排水が困難であることから、農業用排水機場の設置場所が集中している。
- ・ 市内39箇所の農業用排水機場のうち、5割以上(23箇所)が設置後30年以上を経過しており、老朽化が進行し突発的な施設機械の故障が多発している。
- ・ 近年では、設置年数の古いポンプ設備に関連する交換部品の製造中止等により、オーバーホールの実施が困難となっており、計画的な改築更新が必要となっている。

### 【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・ 農業用排水機場は農地の湛水被害を防止し、農業生産の基盤の確立ならびに農業経営の安定向上に資するとともに、農地の後背地にある都市部の住宅地や生活道路の浸水被害軽減にも大きな役割を担っている。
- ・ 本市においては、令和5年度に「農業用排水機場更新計画(10カ年)」を策定。全面更新と部分更新を組み合わせ、計画的な改築更新を実施することで可能な限り事業の平準化を図ることとしている。

## 参考2 防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

【予算額を確保していただきたい事業名】

- 農村地域防災減災事業／農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」における市内防災工事等対象箇所一覧

令和8年4月

番号	名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	かんがい 受益面積 (ha)	評価調査の対象		防災工事 の対象	特記事項
						劣化状況 評価	地震・豪雨 耐性評価		
1	新地	熊本市南区城南町鰐瀬2212	6.0	38.0	8.0	○	○	○	R3～R7改修
2	鬼	熊本市南区城南町陣内1303.1324	7.4	87.5	13.0	○	○	—	H28災害対応
3	沢水	熊本市南区城南町下宮地61	7.0	10.0	3.0	○	○	—	H30市単独事業
4	村中	熊本市南区城南町塚原910	5.8	40.0	42.0	○	○	○	
5	野田	熊本市南区城南町鰐瀬2369	5.5	13.5	10.0	○	○	○	
6	宮の下	熊本市南区城南町塚原86	4.4	28.6	14.0	○	○	—	H24～28改修
7	下園	熊本市南区富合町大字平原1574-1	3.0	3.8	1.0	○	○	○	
8	正院浦下	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2283	5.9	10.0	17.2	○	○	○	H30豪雨・耐震性評価実施
9	正院浦中	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2309	7.2	22.0	5.1	○	○	○	
10	小塚2	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1314	4.0	3.3	2.0	○	○	○	
11	小塚3	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1315	3.0	1.9	3.0	○	○	○	
12	大窪(1)	熊本市北区大窪1丁目85番	4.0	5.3	2.0	○	○	○	
13	丸山	熊本市南区城南町塚原1312	8.0	17.0	7.0	○	○	○	R5指定
14	白土	熊本市北区真町白土106	3.0	35.0	2.0	○		検討中	R6指定

### 【市内農業用ため池の現状と課題】

- ・市内農業用ため池は、河川から農業用水を取水することができない地域などに、多くは江戸時代以前に造られたものと推測されている。市内に102箇所が分布し、うち14箇所（令和5年度、令和6年度に1箇所ずつ追加指定）が防災重点農業用ため池に指定されている。
- ・令和2年度（2020年度）までに12箇所のハザードマップ作成・公表を行い、短期的な防災・減災対策を進めてきた。また令和7年度（2025年度）までに熊本県が14箇所の劣化状況調査を実施、地震・豪雨耐性評価については令和6年度（2024年度）までに13箇所を実施し、令和8年度（2026年度）以降に1箇所を予定している。なお、ため池の洪水調節機能を有効活用することで、災害の激甚化・広域化に備える取組（洪水吐への切欠きスリット設置）についても令和5年度、令和6年度に実施している。

### 【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・防災重点農業用ため池のうち、漏水や堤体断面変形が見られる老朽箇所は、決壊により農地や人家等に多大な被害が予想されるため、早急に防災工事に着手することが必要である。また、それ以外の箇所においても施設造成から改修履歴がないため池がほとんどであり、過去の災害経験から劣化状況、地震・豪雨耐性評価を計画的に進めることで、災害を未然に防ぎ農家経営の安定や農村地域の保全に資する。

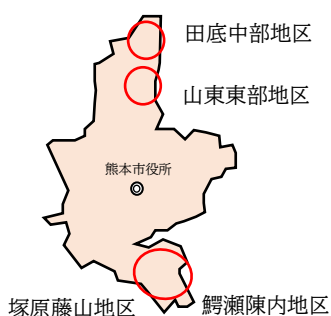
### 参考3 農業集落排水施設の更新事業

【予算額を確保していただきたい事業名】

●農村整備事業

- ・中継ポンプ設備の更新

農業集落排水施設位置図



農業集落排水施設一覧表 (R8.4.1 時点)

地区名 (処理区名)	処理場所在地	供用開始 時期	経過年	受益面積 (ha)	施設			計画処理 対象人口 (人)
					管路工 管渠長 (km)	中継P (箇所)	MH (箇所)	
田底中部	熊本市北区 植木町田底1533-3	H9.11.1	28	35.5	10,167.3	13	382	1,200
山東東部	熊本市北区 植木町古閑179	H12.2.1	26	30.7	10,960.8	11	410	960
塚原藤山	熊本市南区 城南町塚原1724	H11.4.1	27	44.3	14,037.2	9	568	1,650
鱈瀬陳内	熊本市南区 城南町陳内136	H15.4.1	23	42.4	15,317.1	14	598	1,640

【農業集落排水施設の現状と課題】

- ・本市の農業集落排水施設は北区植木町に2処理区、南区城南町に2処理区存在しており、供用開始から約30年を経過し、施設の老朽化が進行している。
- ・平成28年に策定した最適整備構想により施設の更新を行ってきたものの、施設の更新期を迎え、多くの中継ポンプ設備において耐用年数を超過するなど、早急な施設更新が必要となっている。
- ・浸水想定区域内に3処理区存在し、うち2処理区には防災拠点となる公共施設（田底小、豊田小）が存在しているため、災害対策等の強靱化が課題となっている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・農業集落排水施設において耐用年数を超過したものもあり、突発的な事故により中継ポンプ施設機能が停止した場合、汚水の圧送が不能となるため、利用者への被害が危惧される。
- ・農村整備事業による施設更新を行うことで適正な施設運営を確保するとともに、遠隔監視装置の導入により災害対応等の強靱化が可能となる。

# 漁港・漁場の機能の維持、保全に係る予算の確保

【農林水産省】

## 提案・要望内容

- 1 漁港の機能維持及び漁業活動の安定的な継続を図るために必要な漁港施設の保全・整備事業について、令和9年度（2027年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
  - 水産物供給基盤機能保全事業
  - 水産生産基盤整備事業
- 2 漁場の多面的機能の維持や強化のために必要な保全活動や環境改善等の取組を着実に推進するため、令和9年度（2027年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
  - 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

## 現 状

- 本市管理漁港（四番・海路口・天明）では、漁港施設の沈下や老朽化により、施設の機能低下が認められる。また四番漁港・海路口漁港においては、航路・泊地の土砂堆積により漁業活動に支障をきたしているため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の嵩上工事や浚渫工事を実施している。
- 天明漁港は、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水産生産基盤整備事業を活用し、防波堤や物揚場等の整備及び水域施設の浚渫を実施している。
- 干潟漁場の環境は、令和7年8月に発生した豪雨をはじめ、例年発生する台風や梅雨時期の豪雨により河川から流入した土砂が堆積するなどの影響を受け、いまだ十分な回復に至っていない。



**【各漁港の現況写真】**

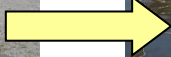


海路口漁港 通常時



大潮満潮時

施設の沈下により冠水



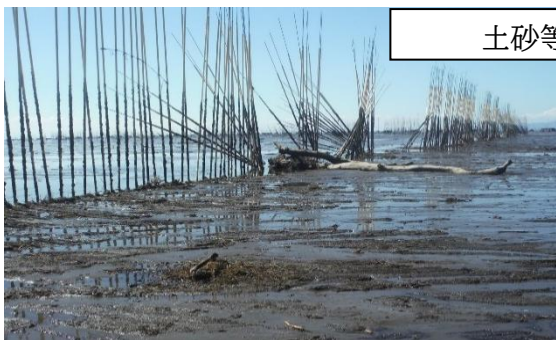
四番漁港 大潮干潮時



海路口漁港 大潮干潮時

航路、泊地に土砂が堆積し航行できない

**【漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 写真】**



土砂等堆積状況



耕うん状況



流木等撤去状況

# 地域公共交通維持のための支援

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 燃料、物価高騰や運転士不足の深刻化により危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。
- 2 効率的な運行体制の構築に向け、大型バス車両から中小型車両へのダウンサイジング化に対する財政支援（車両導入費等）制度の創設を検討いただきたい。

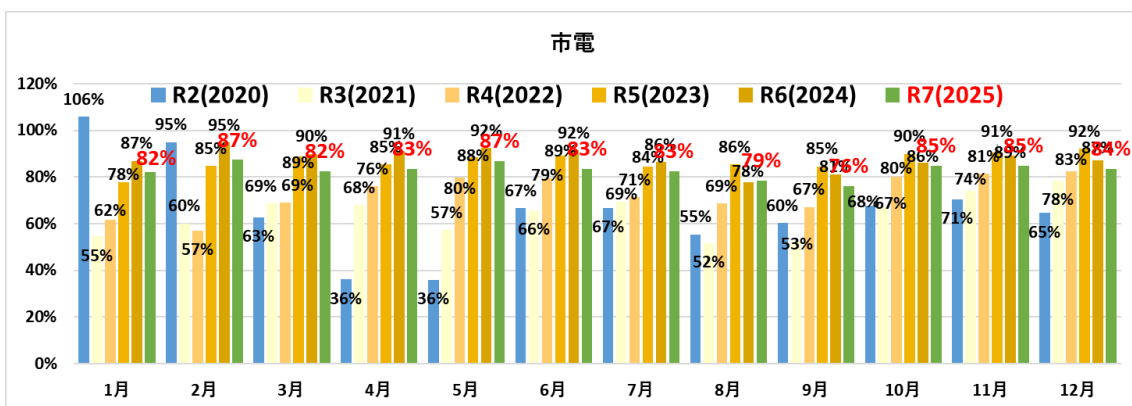
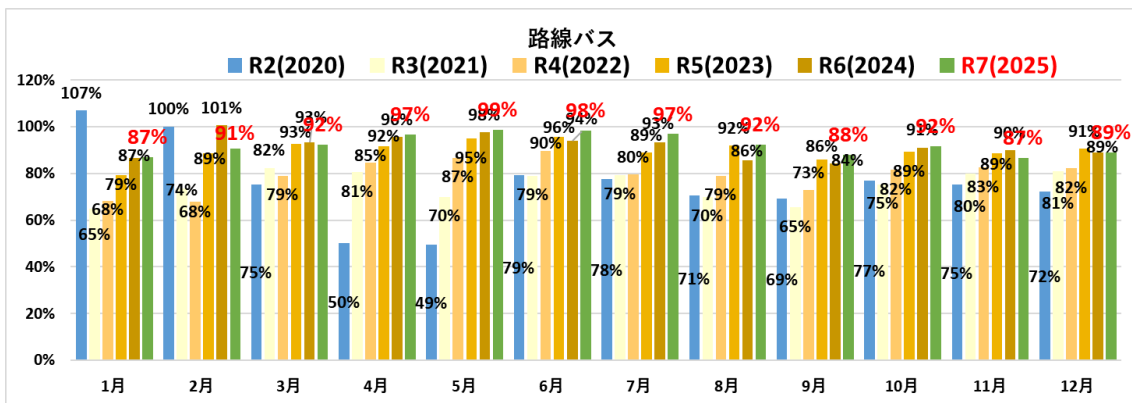
## 現 状

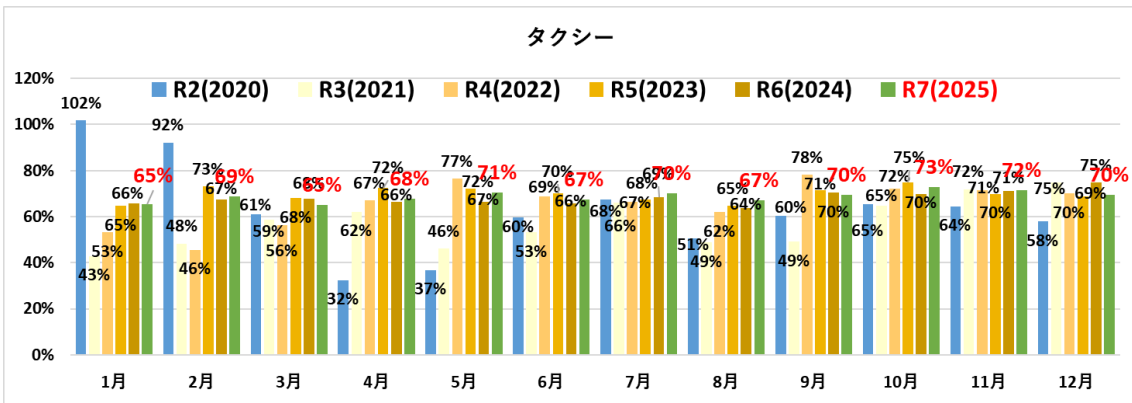
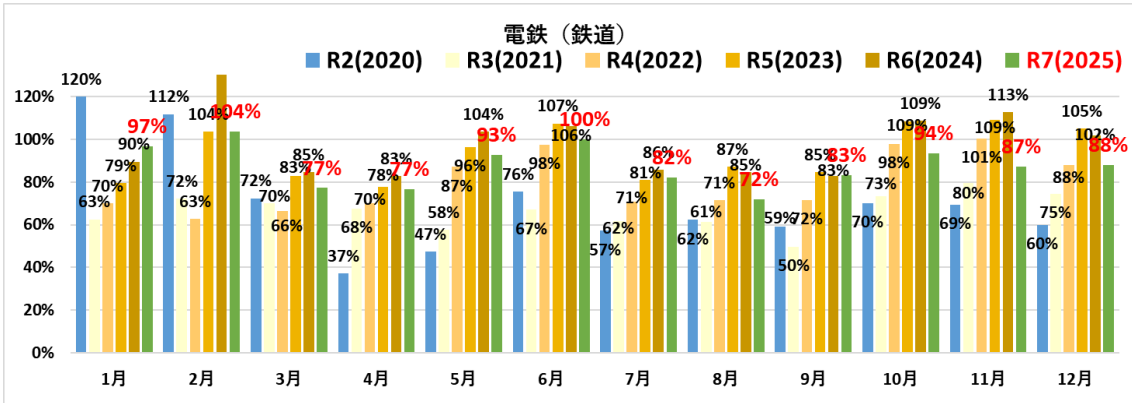
- 地域公共交通は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な移動手段であり、まちの賑わい創出や環境負荷低減など様々な効果が期待される、地域社会形成に必要な社会インフラである。
- 一方、これまで公共交通においては、独立採算を前提に交通事業者間の競争原理に基づき営まれてきたが、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、特に、路線バスにおいては、自動車の普及により、利用者が大きく減少していることに加え、近年の深刻な運転士不足もあり、多くの路線で廃止・減便が進行している。
- 加えて、人件費の増加や中東情勢の緊迫化に伴う燃料費の高騰が、交通事業者の経営を一段と圧迫しており、事業者の経営努力や自治体の支援だけでは到底補いきれないため、地方都市においては従来の枠組みで公共交通を維持することが極めて厳しい状況にある。

## 課 題

- 本市においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用し運行費助成や利用促進策等を行ってきたが、公共交通事業者の経営状況は厳しい状況が続いており、公共交通の維持・確保に係る自治体の財政負担が大きくなっている。
- 今後、路線廃止や減便の進行を抑制し、持続可能な公共交通ネットワークを構築するためには、大型バスによる路線運行を前提とした体制を見直し、ダウンサイジング等により運転士配置の効率化を図るなど、持続可能な運行体制への転換を進める必要がある。

### 参考 1 公共交通利用者の状況（コロナ禍前の 2019 年同月比）





# 被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 熊本地震による被災マンションの建替えについて、優良建築物等整備事業の補助率の嵩上げなど、必要な特例制度の継続をお願いしたい。

## 現 状

- 熊本地震により被災したマンションで、建替えを検討している3団地のうち、建替えが完了している団地が2団地、建替えが決定し着手している団地が1団地である。
- 本市では、優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）のメニューの一つである「マンション建替えタイプ」を活用し、平成29年度より継続して支援を行っている。
- 当該整備事業については、熊本地震からの復旧に係る特例として補助率の嵩上げが適用されており、事業者（被災マンションの権利者等）の負担が軽減されている。

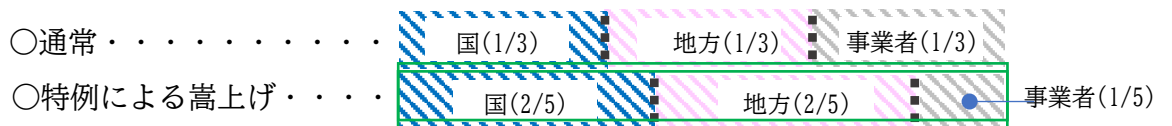
## 課 題

- 次年度以降も継続して被災マンションの建替えを円滑に進めるために、事業量に必要な予算の確保が課題である。

### 参考1 建替えが必要な被災マンションの状況

団地（地区）	決議	工事進捗状況等
上熊本地区	済	令和2年6月 建替え完了
保田窪地区	済	平成30年6月 上屋解体完了 (現在、再建事業団内で建替えに向けて検討中)
西阿弥陀寺地区	済	令和6年8月 建替え完了

### 参考2 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）の補助率



熊本地震で被災したマンション



# まちなかウォークラブル推進に対する支援

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」中心市街地の歩行空間の拡充等、まちなかウォークラブルの推進に向けた取組に対する必要な予算の確保をお願いしたい。

## 現 状

- 本市では、中心市街地を“車中心”から“人中心”の空間へ転換し、「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け取り組んでいる。
- 令和3年（2021年）3月 JR 熊本駅前広場が完成し、同年11月花畑地区においては道路から広場への転換を終え、花畑広場の供用を開始した。
- 令和7年（2025年）3月には、中心市街地の目指すまちの姿と方向性を示した「熊本市中心市街地ウォークラブルビジョン」を策定し、ウォークラブルな取り組みを推進している。
- また、現在、新庁舎整備を契機とした庁舎周辺のまちづくりが議論されている。

## 課 題

- 今後、これらの都市基盤を最大限に活用するとともに、道路空間の再配分や魅力的な景観の形成などを推進し、中心市街地の賑わいの創出と回遊性の向上を図っていく必要がある。
- 「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け、予算を確保し着実に取り組んでいく必要がある。

## 参考1 ウォーカブル都市の推進

(昼も夜も歩いて楽しめる魅力的で、災害にも備えた都市空間の創出)

### 居心地の良い空間づくり

- ・通りごとに魅力を高めるデザイン  
→ 専門家で構成されるデザイン会議（熊本市景観審議会専門部会）による監修
- ・熊本市光のマスタープランによる夜間空間の演出  
→ 街並みの情感、質感が洗練され、熊本市の顔（目鼻立ち）がより魅力的に伝わるまち
- ・まちなか再生プロジェクト  
→ 民間建築物の建替促進により、耐震性向上とともに、一体的なオープンスペースを創出



道路空間のリ・デザイン（花畑ポンプ場）



明八橋ライトアップ実証実験



### 民間による公共空間活用

- ・ほこみち制度等を活用した賑わいの創出



### 歩行空間の拡充

- ・道路空間を再配分し、歩行者に開放  
→ 歩道拡幅、自転車走行空間創出
- ・新たな移動手段の導入（グリーンスローモビリティ等）
- ・駐車場配置の適正化



# 白川改修事業の促進

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 白川の治水安全度向上のため、河川整備計画に沿って、河道掘削や堤防の整備等の着実な実施を図っていただきたい。
- 2 白川下流域の浸水対策及び熊本地震発生以降の土砂堆積を抑制するため、白川固定堰群改築事業の着実な実施を図っていただきたい。

## 現 状

- 白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町など2市3町2村を流域とし、本市中心部を貫流する1級河川で、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきており、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- また、明午橋から大甲橋間の「緑の区間」では、イベント等の開催によって、市民への潤い・癒し・賑わいが創出され、水辺からまちなかへ広がりを見せている。
- 令和2年（2020年）1月には、白川河川激甚災害対策特別緊急事業の竣工と更なる治水安全度の向上を目指した河川整備計画の変更がなされている。
- 阿蘇立野ダムや「緑の区間」が完成し、流域の治水対策が大きく前進した。
- 白川下流域の浸水対策等のため、白川固定堰群改築事業が着手された。

## 課 題

- 近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の治水安全度の向上が喫緊の課題となっている。

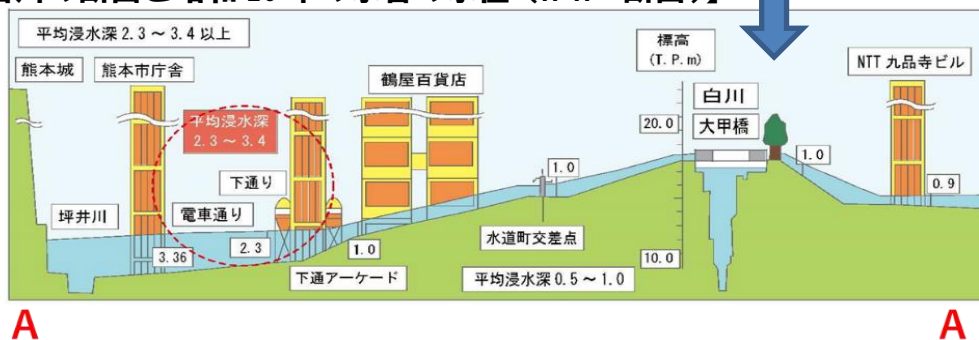
## 【白川流域図】



## 【中心市街地平面図】



## 【白川の断面と昭和28年の水害の水位 (A-A' 断面)】



# 水道事業の必要な予算の確保に対する支援

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 更新に係る経費がより増大する中、社会的影響が大きい水道管路や、老朽化した管路の更新・耐震化を計画的かつ積極的に進めるため、継続的な財政支援を行っていただきたい。

## 現 状

- アセットマネジメント手法を用い、計画的な水道施設の更新を実践している。しかし、健全な更新サイクルを構築するには、更新の加速化および、その継続が必要である。
- 本市の水道管路の総延長は 3,631km であり、そのうち法定耐用年数である 40 年を経過した管路は、令和 6 年度末時点で約 26% (944km) に達している。しかし、管路更新率は、人件費の高騰や電気・資材・燃料等の物価高騰の影響により、直近 5 か年の平均値は 0.39% に留まっている。
- 令和 7 年 4 月に京都府京都市で発生した老朽鋳鉄管の漏水事故による社会的な影響を踏まえ、国土交通省から鋳鉄管更新計画の策定が要請された。これにより、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の更新を、現計画から更に前倒して完了させる必要が生じた。

## 課 題

- 人件費や物価の上昇により管路更新率が伸び悩んでおり、更新需要に追い付いていない。このため、更新による耐震化が進まず、老朽化に伴う漏水事故や災害時の被害リスクが高まっていることが課題。
- 铸铁管更新計画（令和8年1月策定）に基づき、老朽管の解消を進めるとともに、熊本地震時の市内全域断水の経験を踏まえ、管路の耐震化もこれまで以上に推進する必要がある。铸铁管解消を前倒して実施する期間は、投資の集中が発生し、料金収入や地方財政措置を伴う一般会計繰出金のみでは限界があり、財源の確保が課題。
- 従来から計画していた更新を、先延ばしすることなく着実に実施する必要がある。これに加えて、社会的影響が大きい水道管路の更新を更に前倒して取り組む必要が生じた。これ以上の更新の遅れを防ぎ、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るため、継続的な財源の確保が課題。

### 参考1 本市の水道管路の更新率の推移

直近5か年の管路更新率※は 0.39%に留まり、本市の管路更新率は、政令市および全国の平均値を下回っている。管路更新のサイクルは250年を超えると試算され、予防保全型メンテナンスへの転換は困難な状況である。

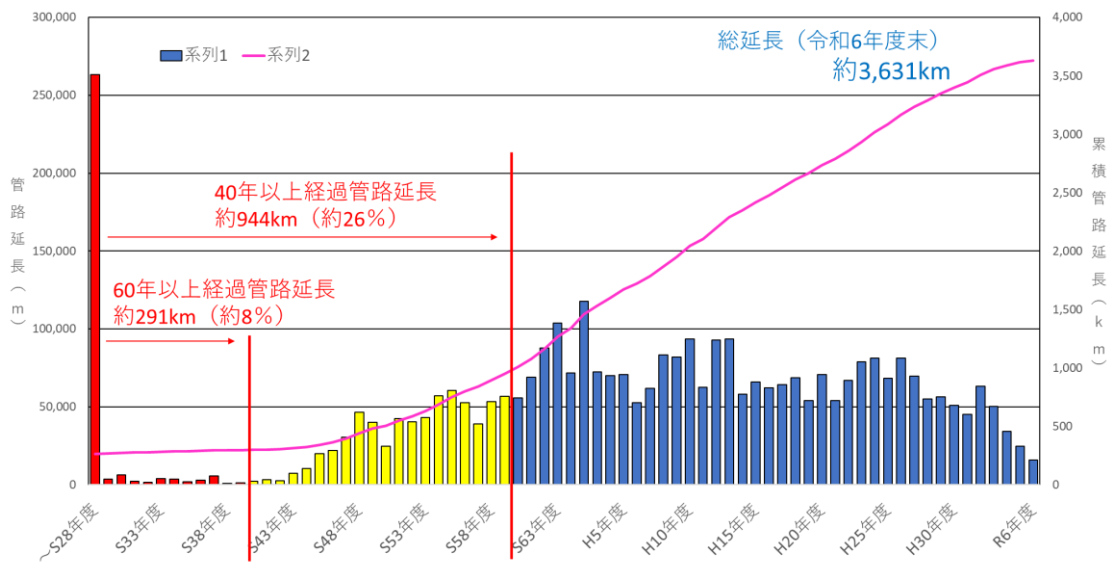
※当該年度の管路更新延長 / 管路総延長

表-1 直近5か年の管路更新率

	R2	R3	R4	R5	R6	平均
管路更新延長(m)	28,553	3,987	14,847	12,623	9,523	
管路延長(m)	3,550,158	3,570,529	3,594,387	3,615,460	3,631,158	
※総務省版 管路更新率(%)	0.80%	0.12%	0.41%	0.35%	0.26%	0.39%
【政令市】 管路更新率(%)	0.99%	0.97%	1.00%	0.91%	-	0.97%
【全国平均】 管路更新率(%)	0.69%	0.66%	0.67%	0.62%	-	0.66%

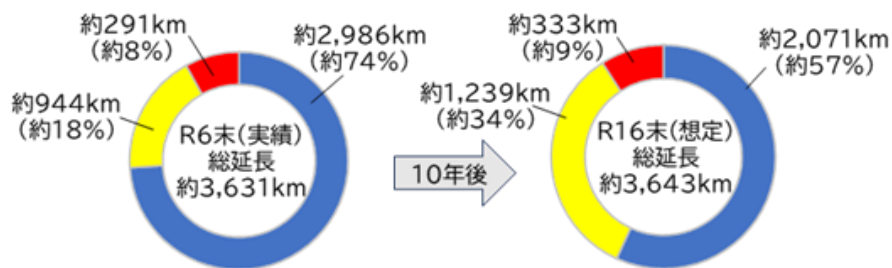
## 参考2 本市の水道管路の老朽化の現状

水道事業は、大正13年に通水開始して101年目となる。本市の水道管路の総延長は、約3,631kmであり、そのうち約26%（944km）は、布設後40年以上が経過した資産である。さらに、60年（法定耐用年数の1.5倍）を経過したものが約291km（約8%）存在する。現在の更新ペースでは、10年後の40年経過管路の割合は、約43%（約1,572km）に達する見通しである。



注) 布設年度不明管は、S28年度以前の管路延長として計上している。

図-1 布設年度別管路延長



※10年後、40年経過管路の割合が26%から43%(約1,572km)へ増加

### 凡例

- : 布設後40年未満
- : 布設後40年以上～60年未満
- : 布設後40年以上

図-2 老朽管路の割合(R6-R16)

### 参考3 本市が活用する主な支援制度と国費の配分額・要望額

#### 【水道総合地震対策事業-重要施設配水管（防災・安全交付金）】

災害拠点病院、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体となった耐震化を集中的かつ計画的に進めるための交付金。

#### 【水道施設アセットマネジメント推進事業-水道強靱化推進事業（防災・安全交付金）】

鋳鉄管等の漏水リスクが高い管路で、緊急輸送道路下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路を更新するための交付金。本市内の緊急輸送道路下には 18.5 kmの鋳鉄管が残存しており、事業の実施時期を前倒すことにより、令和 12 年度末時点で 95.7%にあたる 17.7 kmの解消を目標としている。※令和 7 年度新設。

表-2 令和 7 年度補正配分額

要素事業名	国費配分額 (千円)	内示率
水道総合地震対策事業	138,764	67.6%
水道施設アセットマネジメント推進事業	238,986	71.0%
計	377,750	69.7%

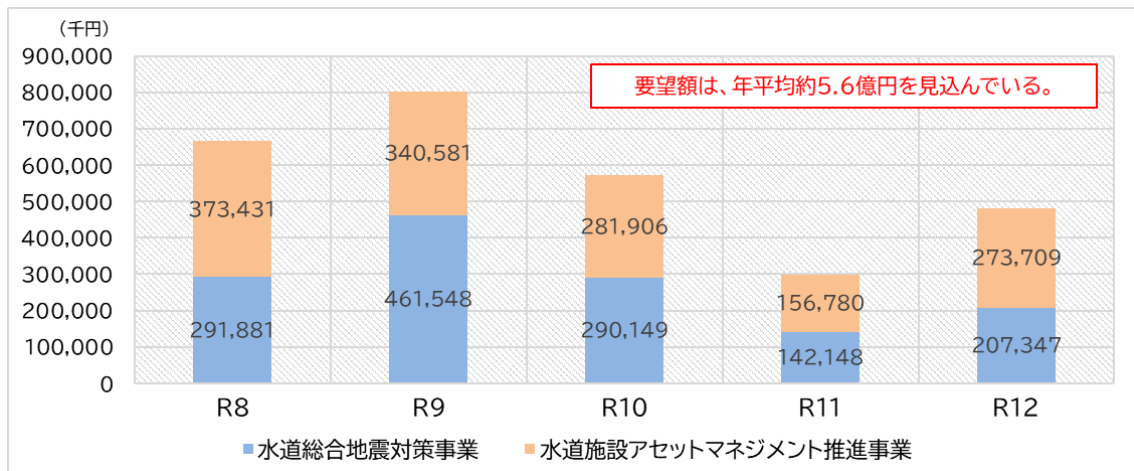
表-3 令和 8 年度当初要望額

要素事業名	国費要望額 (千円)
水道総合地震対策事業	179,600
水道施設アセットマネジメント推進事業	97,600
計	277,200

### 参考4 支援制度活用の今後の見通し

令和 8 年度から令和 12 年度までの国庫補助金の要望見通しは、図-4 のとおりである。5 年間で約 28.2 億円、年平均約 5.6 億円を見込んでいる。

地震対策・緊急輸送道路における老朽化した鋳鉄管解消はいずれも重要性が高く、更新ペースの加速化および維持が求められ、継続的な財政支援が不可欠である。



	R8	R9	R10	R11	R12	合計
水道総合地震対策事業	291,881	461,548	290,149	142,148	207,347	1,393,072
水道施設アセットマネジメント推進事業	373,431	340,581	281,906	156,780	273,709	1,426,408
合計	665,312	802,129	572,055	298,927	481,056	2,819,480

図-4 本市の国庫補助金の要望見通し

# 広域化共同化に係る下水道事業予算の確保

【国土交通省】

## 提案・要望内容

- 1 広域化・共同化による農業集落排水施設(4施設)の公共下水道への統廃合事業については、接続管路の整備や水処理施設の増設が必要となるため、令和10年度の事業完了に向けて、必要な予算額を確保していただきたい。

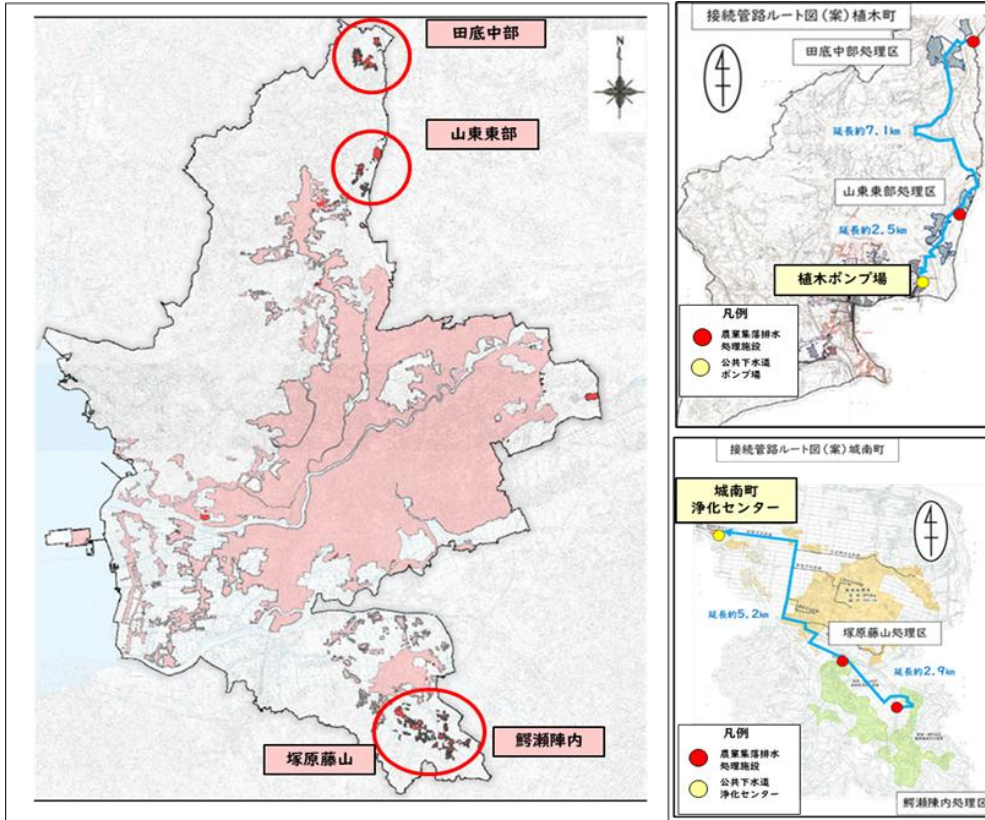
## 現 状

- 本市における農業集落排水施設については、供用開始から約30年経ち、処理施設の老朽化が進んでいる。今後の効率的な施設運営のため、広域化・共同化計画に基づく、農業集落排水施設(4施設)の公共下水道への統廃合を進めている。
- 統廃合に必要な接続管路の整備及び水処理施設の増設については社会資本整備総合交付金(重点)により予算要求を行っているものの、令和6年度の内示率は85.3%、令和7年度の内示率は68.3%となっており、必要な事業費が確保できていない。

## 課 題

- 農業集落排水施設における処理施設の老朽化が進んでいるため、早急に公共下水道への接続を進める必要があることから、財政支援がなされない場合、計画的な事業進捗に影響が生じる。

## 参考1 本市の農業集落排水施設の統廃合事業



農業集落排水施設の公共下水道統合スケジュール

令和8年(2026年)3月作成

項目	2022年度 (R4)		2023年度 (R5)		2024年度 (R6)		2025年度 (R7)		2026年度 (R8)		2027年度 (R9)		2028年度 (R10)		2029年度 (R11)		実施部署
	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	
不明水対策	流量調査 (効果検証)		不明水対策 ⇒R6に目標達成				不明水流入量経過観察 ※経過によっては再び不明水対策が必要になる場合あり										農水局
都市計画	都市計画審議会 開催	事業認可申請															農水局 上下水道局
公共下水道への接続		変更協議	測量・基本設計・詳細設計				接続工事				供用開始				上下水道局		
各種資料作成	下水道台帳(公共樹)				固定資産台帳				下水道台帳(圧送管路)							農水局	
その他	誤接続対策、接続率の向上等課題解決に向けた取組(説明会、市HP)														施設解体	農水局 上下水道局	
	城南町浄化センター増築(R4~R6設計、R7~R10工事)																
	供用開始時期 地元説明																

事業完了予定

要望担当課：農水局農政部農地整備課

TEL096-328-2953

上下水道局計画整備部計画調整課

TEL096-381-3020

# 市街地における鳥類の被害防止対策に対する支援

【環境省】

## 提案・要望内容

- 1 全国的な鳥類（カラス類、ムクドリ）の生息状況や生活環境被害状況を把握するとともに、被害都市が取り組んでいる被害防止対策及びその効果の調査、検証（優良事例の情報収集・発信等）を実施していただきたい。
- 2 ミヤマガラスをはじめとしたカラス類による都市型被害発生の解明及び被害防止対策の立案に関する研究を環境研究総合推進費の重点課題に位置づけ、研究を推進していただきたい。

## 現 状

- 本市では、平成30年（2018年）からミヤマガラスをはじめとしたカラス類やムクドリが市街地に集団で飛来し、ねぐらを形成するため、糞害等の被害が発生しており、その対応に苦慮している。
- ミヤマガラスによる被害対策については、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）において、佐賀大学等と連携した実証試験を行い、警戒音声を用いた対策がねぐら解消の一定の効果を確認しているものの、令和5年度（2023年度）以降の対策後も市街地でのねぐら形成が継続しており、抜本的な解決には至っていない状況である。

## 課 題

- ミヤマガラスは、中国やロシアなどの大陸で繁殖するため、個体数の調整が困難な上、日本国内でも各地での生態や食性も異なることから、生態を解明するとともに、被害対策を確立させるための全国的な調査を行い、被害発生要因の解明や対策を立案するための研究が必要である。

■また、ミヤマガラスは、市街地をねぐらとし、他市町の水田地帯を餌場とするなど広域を移動するため、単独自治体だけの対策には限界があり、他自治体と連携した対応が必要である。

■ムクドリは、街路樹や公園等の樹木を強剪定することで、ねぐらの形成防止対策を行っているが、近場の別の樹木等に新たなねぐらを形成するような状況にあることから、抜本的な対策方法の確立が必要である。

### 参考1 市街地における被害状況



ミヤマガラスの集団飛来(ねぐらの状況)



ミヤマガラスによる糞害の状況



ムクドリの集団飛来(ねぐらの状況)



ムクドリによる糞害の状況